

## 流山市国民健康保険運営協議会（第2回）会議録

- 1 日 時 平成24年8月20日（月）午後1時15分
- 2 場 所 市役所第2庁舎3階 301会議室
- 3 招集日 平成24年8月9日
- 4 出席委員  
武笠委員、沖山委員、吉田委員、小野委員、横田委員  
大塚委員、板津委員、藍川委員、鈴木委員、平井委員  
紅谷委員、若菜委員
- 5 欠席委員  
椎名委員
- 6 事務局  
井上市民生活部長、福島市民生活部次長、  
根本国保年金課長補佐、石川国保年金課賦課給付係長、  
斉藤国保年金課収納係長
- 7 傍聴者  
4名
- 8 議題  
(1) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計決算について  
(2) その他
- 9 配付資料  
(1) 平成24年度第2回流山市国民健康保険運営協議会次第  
(2) 平成23年度流山市国民健康保険特別会計決算資料  
(3) 平成23年度国民健康保険料滞納者分析
- 10 会議時間 開会 午後1時15分  
閉会 午後2時30分

### 議事内容

（事務局）ただいまから、平成24年度第2回流山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）委員の皆様方には、ご多忙の中、また暑い中お集まり頂きまして厚くお礼申しあげます。本日は、平成23年度流山市国民健康保険特別会計の決算等について、ご意見を伺いさせていただきたいと

思います。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

(事務局) 続きまして、市民生活部長からあいさつ申し上げます。

(市民生活部長) 皆さんこんにちは、市民生活部長の井上でございます。4月から市民生活部長に就任いたしましたので宜しくお願い申し上げます。委員各位に置かれましては、本市行政の各関係機関に渡りまして日頃からご支援ご協力を頂いておりますことに感謝申し上げます。また、本日は、国民健康保険特別会計の決算についてご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

(事務局) 協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっております。会長よろしくお願いいたします。

(議長) これより議事に入ります。ただいまの出席委員は、12名でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

(議長) 次に、傍聴者から、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

(議長) それでは、議題1の平成23年度流山市国民健康保険特別会計決算につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 宜しくお願いいたします。

流山市国民健康保険特別会計平成23年度決算についてご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。1の総括ですが、歳入は、149億9,667万1,004円で、歳出は、148億3,273万4,692円、実質収支1億6,393万6,312円で、内1千万円は、財政調整積立基金に繰り入れております。残額につきましては、療養給付費負担金実績より多く交付されていることから、国への返還金に充てる予定です。

2の加入者の状況ですが、世帯数24,777世帯で加入率37.2%。加入者数は、43,695人で、加入率26.24%、1世帯当たり1.77人となっております。(2)の被保険者の内訳で、総数

が前年度比41名の減となっておりますが、4ページをご覧ください。年間平均被保険者動向では、世帯数で338世帯、被保険者数では467人の増となっております。

(議長) 傍聴者2名から、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願います。

(事務局)

1ページに戻りまして、3の歳入予算現額150億9,886万4千円に対し、収入済額149億9,667万1,004円で対予算収入割合99.32%となっております。

(2)の収入済額等をご覧ください。国民健康保険料収入済額41億1,081万6,347円で現年度収納率は、89.64%、前年度と比較して1.02%の増となりました。詳細につきましては、右側のページ(3)国民健康保険料収納率等に記載しております。

国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金26億1,802万7,454円が主なものです。

次の療養給付費交付金は、退職被保険者に係る保険者負担分の医療費の一部を社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものです。

次の前期高齢者交付金は、65歳以上の被保険者の割合応じ各保険者が社会保険診療報酬支払基金に拠出し、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものです。

次の県支出金は、普通調整交付金4億8,691万4千円が主なものです。

共同事業交付金は、各保険者が国保連合会に拠出し、一定の金額以上の療養給付を行った場合、国保連合会から交付を受ける再保険制度です。

繰入金のうち、一般会計からの赤字繰入金は、1億3,772万8,617円となりました。

詳細につきましては、2ページに記載しております。

4の歳出をご覧ください。

予算現額が150億9,886万4千円に対し、支出済額148億3,273万4,692円で執行率98.24%となりました。

(2)支出済額等ですが、保険給付費は、平成22年度から4億4,077万6,342円増の101億7,972万5,657円となっ

ております。

給付の詳細につきましては、(3)に記載いたしました。

後期高齢者支援金は、前年度より1億8,473万7,473円増となりました。

老人保健拠出金は、老人保健法が平成19年度で廃止され後期高齢者医療制度に移行したため、23年度は清算金の支払いとなり前年度より約1,867万円の減となりました。

保健事業につきましては、13,389人分の特定検診委託料が主なものです。

以上で平成22年度決算より7億1,874万7,039円増の148億3,273万4,692円となりました。明細につきましては、3ページに記載させていただいております。

5ページをご覧ください。年齢階層別被保険者状況をご覧ください。

この表は3月末の状況を5月に調査した表で、大変申し訳ございませんが、表の表示を5月とあるのを3月末に修正してください。

この表では、60歳以上75歳未満の加入率が50.73%で、20歳から50歳代の加入率が39.06%と就労世代の加入率が低くなっております。

6ページをご覧ください。外国人の加入状況ですが、23年度は37名の減となっておりますが、平成24年7月9日から住民基本台帳法が改正され、3か月以上の在留期間を取得した外国人は、住民登録の対象者となり国民健康保険に加入することから、今後外国人の加入が増加するものと思われまます。

7ページをご覧ください。

一人当たりの調定額ですが、医療合計73,340円で、近隣市と保険料率を比較いたしますと当市は低く設定されておりますが、まだ近隣市の決算は発表されておりませんが、予算で比較致しますと、近隣市とほぼ同額となっており、当市の被保険者の皆さまの所得が高いものと考えております。

ただ、次ページの一人当たり医療費をご覧くださいと、総計で283,916円で、調定額73,340円を割りますと、25.83%となっており、国保の安定運営を考えますと医療費の30%は、欲しいと思慮いたしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) 事務局からの説明が終わりました。質問等がありましたらお願いいたします。

(委員) 2つほど質問がありまして、1つは、6ページの外国人加入状況で先程の説明のなかで、3か月在留で住所届出をして同時に国保に加入ということで、今後、外国人が増えるだろうということは、新聞記事にありました。昨年も質問したのですが、昨年場合は、滞納者の内1人が250万円の高額医療があったという報告を受けました。昨年の質問ですから22年度です。23年度の滞納者の内、高額医療があったかどうかその辺が分かりましたらご報告いただきたいということと、もう1点は、前回の委員会で事務局から柔整師の費用が34%アップしているという話がありました。この決算資料からみて給付金自体がやっぱり4%強上がっている訳ですが、あくまで保険ですので給付と収入の関係が上がっていく訳ですが、給付を抑えるということも重要な要点だろうと思います。ということで柔整師の費用がわかればご報告頂きたいと思います。

(議長) 高額療養費、柔整師の費用の2点の質問です。事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 委員の質問にお答えします。まず1点目の外国人の状況でございますが、外国人の高額療養費については、手元に資料がございませんが、平成23年度の外国人加入者数649人に対し、273人滞納しており、滞納率は、42.06%です。滞納金額は、3,117万9千円となっております。2点目の前回の運協で平成20年度から23年度の4年間で、療養給付費が16.61%に対し、療養費、いわゆる整骨院での施術の伸びが34.61%と大きい伸びがあると申しておりましたが、決算においても同様で、資料の8ページの通り、平成20年度から23年度の4年間で、療養給付費の保険者負担分が16.45%に対し、療養費の保険者負担分が33.69%の伸びを示しています。療養費の内、あんま・マッサージの療養費が151.55%の伸びを示しております。金額としては、平成20年度の445万9千円が平成23年度には、1,121万7千円に増加している状況です。

(議長) 只今、事務局から答弁がありましたけど委員よろしいでしょうか。

(委員) 柔整師ですが、前回もお話したのですが、基本的には慢性的な肩こりなどは、健保の対象とならないという規定があるわけですが、今あんまと言われたのですが、別だと思えます。柔整師が行っているあんまということですか。それとも他の資格を持っているあんまですか。それからもう1つ、五十肩で整形外科に通っているのですが、たまたまその整形外科の医院長に柔整師の関係をご説明したのですが、その院長は、整形外科と柔整師との共存について何回も要請の文書を出しているというお話でした。これについて国から何ら一向に回答がないということで、整形外科学会でも困っているという実態がありました。したがって柔整師との共存は、基本的には出来ないはずなのですが、重複について柔整師側で何もチェックしないで治療行為をしているのではないかと。その辺のチェックをどのようにしていくのか。難しいかとは思いますが、具体策はあるのかどうか伺いたい。

(議長) 事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 療養費の中に、柔道整復師、あんま・マッサージ、はり・きゅう等が含まれておりまして、そのなかでもあんま・マッサージの療養費の伸びが大きい伸びを示しております。柔道整復師については、16.99%の伸びを示しております別なものであります。それから市の対策であります、その他の議題としまして、前回の協議会でもアンケートを実施すると言いました。今日アンケート調査の用紙が出来ましたので、皆さんに報告したいと思います。

(議長) 柔道整復師へのアンケート調査用紙をお配りしますので少しお待ちください。

(議長) それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今お配りいたしましたアンケート用紙ですが、今年3月に国の方から通知がありまして、柔道整復師に係る施術について、給付が拡大しているという傾向が顕著になっており、これについて適正化

を図っていくという目的から指示がありました。この中で負傷の部位が3か所以上など多部位あったり、施術が3か月超などと長期に継続していたり、1か月に10回から15回以上など、頻回傾向があるということがございました。これが不正請求であるかという件もございます関係から、施術を受けた方に対して調査を行うようにと厚生労働省の方から通知が来ております。これに基づき、流山市におきましても柔道整復の施術を受けられた方への調査を実施する予定でございます。アンケート調査にもありますように、施術につきまして基本情報を記載いたしまして回答される方に送付いたします。回答をいただきその後その相手に疑義が生じている場合、場合によっては、施術所に対して照会をしまして、内容について答えられるのであれば県に報告する。また、内容に不正請求があったということについては、返還請求するために当該請求を取り下げただけのような措置を取って行くことを検討しております。対象は、3部位以上負傷している方、それから長期にわたる3か月超など継続して治療している方、それから1か月に15日を超えて受診されている方、それぞれ二つ以上該当している方に対しましてアンケートを取っていく予定であります。実際のところ月平均しまして、今柔整の件数が1、200件平均あるのですが、このなかで長期に渡る受診者が、1割程度いらっしゃいます。また、月15日以上超えている方もかなりの頻度でいらっしゃいますので、多い方で20日の方もいらっしゃいますので、こういった方に対して調査を行いたいと思います。また、医療費通知は、流山市の場合年4回実施しておりますが、こういったことも通じて把握したいということもやっていきたいと思っています。また、実施された方に対しても啓発活動としまして、リーフレットを作製中でございます。また、完成しましたら次の協議会でご覧いただければと思います。そういったものを受診された方に配布していきまして、正しい柔整師の受け方を被保険者の方に広げていきたいと思っております。

(議長) 委員よろしいでしょうか。

(委員) 柔整が非常に伸びているという要因は、一つには整骨院が増えている。流山市の場合は、そういう実態を把握したことがあるのですか。たとえば23年度と22年度を比較した数字とか、結局整骨院が増えれば必ず療養費が増えます。医科でも歯科でもそうですが増え

れば結局そうなってくると思います。こういう点に調査をしてもらって、今のアンケートの結果を踏まえて市当局で対応する。たとえば保健師の活用をして被保険者の方を訪問することをやっていかないと一向に抑えることが出来ないのではないかと思います。それが一つです。それからもう一つは、交通事故、第三者行為これが発生した場合には、とりあえず市に申請すれば健康保険に雇われますけど本来は加害者です。これが整形外科で雇っておられて、それが今度は整骨院の方に雇っているケースがなかにはあります。この辺にも十分留意してかからないといけないと思います。とりあえずこの二つお願いします。

（議長） 2点につきまして、事務局の答弁をお願いします。

（事務局） 整骨院の数でございますが、マッサージ券を使える指定施術所の数が43か所になりますが、指定されていないところも含めると、かなりの数整骨院となると思います。交通事故に関係につきましては、国保連合会に委託しておられて、国保連合会の方で給償についてはやっていただいております。整形外科と整骨院を受診しているということが把握できしだい国保連に請求させていただいております。

（委員） あんま、はり、きゅうの施設利用券を助成していますが、どのようになっていますか。

（議長） 委員の質問に対して、事務局の答弁をお願いします。

（事務局） 保険がきかない場合利用して頂く助成で、保険と併用はできないことになっております。申請件数が722件、交付が13、734枚。これは1か月2枚、500円券2枚となりますので、使用枚数が5、057枚となっております。

（議長） 委員よろしいですか。

（委員） 先程、柔整師の数が把握できないというお話でしたが、施術所を開業するには、県の認可が必要なはずですが、柔整師の資格は国ですが、施術所は、県の許可になっていますので、そこに照会すれば市



内の数がわかるはずだと思います。

(議長) 事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 委員ご指摘のとおり、そこに照会すればわかると思います。次回までに確認したいと思います。

(議長) 次回までに確認をお願いします。委員。

(委員) 療養給付費の動向ですが、平成24年の4月に診療報酬が改正され、実際に市当局へ連合会から状況が来ていると思いますが、先程外国人が3か月在留で加入ができ、しかも収納率が42%であるという実態もありまして、これが増えてきますと医療費が押し上げまして大変なことになります。医療費動向を見ますと上がってきています。年末に保険料率の改正がまた出てきます。先行きの見通しはどうか。

(議長) 事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 医療費の関係でございまして、毎年5億円位上がっています。これをすべて保険料に転嫁しようとするすると、1人5,000円で約1億円ですから、25,000円上げないと追いつけなくなってしまいます。そのような状況でございまして、平成21年度に3,000円引き上げてから引き上げていません。ただ税と社会保障の一体改革で、約1,700億円だったと思いますが、国民健康保険にお金が出るということを知っています。これを踏まえまして、平成27年になりますけど、その辺の見通しを見ながら保険料については、考えていきたいと思っております。平成21年から平成24年まで同じ料率で行っております。1回上げただけでも、何年か同じ料率でいけるようなものを考えていかなければならないと思っておりますので、税と社会保障の一体改革を見つめながら検討せざるをえない事項だと思っております。

(議長) 次にご質問がある方は。委員。

(委員) 外国人が日本の保険に入るとなると、保険制度のない国の人  
が日本の保険に入る訳ですから、もともと理解力が低い訳ですから、  
未納者に督促を出しても理解されないのではないかと思います。皆で  
支える保険の意味からすると、支えるのは、一般の国保の人達が支え  
るような、そうすると理念と実態が随分掛け離れてくる現実があると  
思われる。私が言いたいのは国保に入る人達は、こういう義務と責任  
があるという誓書をどうするかだと思いますが、自動的に入れるので  
あれば入ろうと、それでもって督促は、無理だから払えないという現  
実が迫ってきている。これが5年も10年も経つと未納金が増える訳  
です。その場合どうするのか。未納金を見ますと年に約11億円ある  
訳ですけど、督促をしたとしても5年、10年経れば50億が、何10  
億と未納になる訳です。ということは、さっき言われたように保険料  
を上げるしかない訳です。その率が増えそうな心配がある訳ですけど、  
なかなか解決するアイデアが見つからない。支えようというのは分か  
るのですが、現実には外国の人にも義務と権利というのを徹底してほしい  
と思うのですが。どうでしょうか。

(議長) 委員の大きな問題で外国人が増えてくることで、良く理解さ  
れないと未納につながるということから、よく認識したうえで加入し  
てもらおうというのが大事でないかと思うのです。その辺の考え方をど  
う説明するかということですが、事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 委員のご質問については、私共も心配していることです。  
海外に帰ってしまうと滞納処分が出来なくなってしまう。出産を国で  
しますということで帰ってしまう。3か月の滞在で保険証をもらうこ  
とが出来ます。そのとき出産は本国でしますと、帰られた場合でも私  
共は、42万円を払わなければなりません。保険料は払っていただけ  
ない。42万円は受給してしまう。という状態もあります。非常に3  
か月となったことは、私共は心配しております。どのようにして収納  
率を確保していくかということが問題であります。一様パンフレット  
等は国から示されまして、英語、中国語、韓国語、スペイン語のパン  
フレットは頂戴しまして、それを渡すようになっておりますけれども、  
非常にパンフレットだけで理解されるのか疑問であります。これから  
も県、国に働きかけていこうと思っております。

(委員) 外国人は、3. 1 1 のために日本を逃げ出す人が多い。外国人の加入状況を見ると、平成22年度に686人が649人になって、そういうことで非常に敏感だと考えられまして、先程の出産の補助金の42万円や、以前の子供手当の申請が非常に多かった。そういう動作は、外国人はみているのです。1. 2年でなく、2、3年でいいから国として、地方行政として姿勢を見せないとやっていけなくなる。私らの税金が上がるだけです。消費税も上がり保険料も上がれば一般の人は、苦しいです。それをもっと切実に考えてほしいです。目に見えて怖いものがある。もっと違う財源がないかと思っている。財源を真面目な国民の血税でやろうというのは、違うのではないかと思います。行政が悩むのは、私もわかります。

(委員) 3か月にしたのは、今の民主党です。質問したいのですが、外国人の未納者に対し、資格証の発行を何らかの理由を付けてストップすることができるのかどうか。また、資格証を使って実際の療養を受けて帰ってしまう方がかなり多いのではないかと思います。何か市で手当ができるのか伺いたい。

(議長) 如何でしょうか。事務局の答弁をお願いします。

(事務局) 収納係といたしても非常に頭が痛いところです。私共も公平な負担として、外国人も払ってもらうものは払ってもらうのですが、先程委員の言葉で日本は、皆保険ということで皆さんご理解いただいているところですが、外国人は、未納相談すると国で皆保険でないところがほとんどです。そうしますと、私は入りたくないけど強制的に入らされていると言う話をされる外国人は多いです。外国人との納付相談は、困難なところがあります。そんな場合には、日本に来たのだから日本の法律に従うように指導しております。私達も外国人に対して差押え、滞納処分をやっていきますよと、繰り返し言っているのですが、先程事務局が言ったように3か月で帰られてしまうと、財産調査をするのに3か月から4か月かかります。ですから、まったく出来なくて帰られてしまうと欠損となってしまいます。海外転出した場合には、執行停止できることが法律で決まっております。非常に難しい問題だと思っております。外国人が理解されないで加入されている方が多いです。それから、資格証をストップすることは法律で決まっております。

すのでそれはできません。それから、外国人は職を転々とする方が多いです。収納から考えましても非常に困難な状態です。

（議長）非常に厳しいということが、良く理解できました。他にご質問がございますか。委員。

（委員）特定健診が今月末までですが、この委員になってからずっと特定健診を受けていたのですが、今年は止めます。入院すれば健診出来ます。あえてまた特定健診をやって市の負担を掛けるよりか、自分の健診で中を見れば全部分かるということであれば、特定健診を市の負担掛けてやる必要はない。健診率は、今でも生きているのですか。民主党は、気が付いているのか気が付いていないのかわかりませんが国会でも論議が上がってもいいです。その辺は如何でしょうか。

（議長）事務局の答弁をお願いします。

（事務局）健診率につきましては、平成24年度までに65%まで引き上げないとペナルティが加算され、後期高齢者支援金の10%、流山市で言えば17億から18億ですから1億7千万から1億8千万のペナルティが付きますということでした。私共は、約44%の受診率で千葉県でも上位の成績であります。国のペナルティのハードルが下がりました、特定健診を実施していない市町村がペナルティされることになりまして、流山市は上位でありますからペナルティはされないと思います。

（議長）委員よろしいですか。それでは如何でしょうか。お諮りしたいと思います。平成23年度流山市国民健康保険特別会計決算につきましては、事務局の説明のとおり運営協議会といたしまして承認することご異議ありませんか。

〈異議なし〉

（議長）ご異議なしと認めます。よって平成23年度流山市国民健康保険特別会計決算につきましては、承認することに決したいと存じます。

次に、議題 2 その他について、事務局からございましたらお願いいたします。

(事務局) その他として、平成 23 年度国民健康保険料滞納者分析について、説明したいと思います。

(事務局) 平成 23 年度国民健康保険料滞納者分析資料をご覧ください。1 ページをご覧ください。所得の低い階層の人達が収納率が低く、所得が高くなればなるほど収納率が高くなっています。5 ページをご覧くださいと、年齢別になっておりまして、年齢が低いほど収納率が低くなっております。所得の低い若年層の方が、収納率が低くなっております。若年層の方は、保険を使わないから払わないという考え方をしております。こちらの方については、納付相談会や滞納処分などで納付の理解を深めることで、収納率を上げていきたいと思っております。2 ページの職業別でございます。未申告者の収納率が低くなっておりますが、申告することで軽減が適用されて納付が容易になるケースが多くみられます。申告の勧奨、これに努めて未申告者を減らすことによりまして、この未申告の部分の収納率を向上させたいと考えております。3 ページをご覧ください。収納指導員区域別でございます。当初 8 つの地区に分けまして、8 人の収納指導員が臨戸訪問して、保険料の収納を行っていく訳でございます。地区分けにつきましては、次の後ろのページに記載してございます。これによりまして、6 地区区域名を申し上げますと、南流山地区になりまして、アパートやワンルームマンションが多い地域であることから、収納率が低くなっていると考えられます。それから 9 ページの下の方になりますけど、収納率対策上の重点対象者・対応策でございますけど、口座勧奨やきめ細かな訪問指導を講じまして、収納率の向上を図っていきたいと考えております。以上でございます。

(議長) 今、事務局方から、滞納者の分析ということで説明がありましたが、これについて何か質問がございますか。委員。

(委員) 未申告者と言われましたが、記憶違いかも知れませんが、3 月までに確定申告する場合、前年度に所得がなければ申告しなくてよい、というものがあつたような気がします。独自に未申告者であつ

ても前年度並み保険料を請求したら、成立することができないですか。申告義務はあくまでも個人でありますから、申告しないからと言ってこちらで請求できないということには結びつかないと思いますが、それと併せてお伺いしたい。

（議長）事務局の答弁をお願いします。

（事務局）申告は、前年度所得が無いから申告しなくてよいということではなくて、必ず申告して頂きたいと考えております。所得税につきましては、所得がない場合申告しなくてよいことになっておりますが、市民税申告をしていただきまして、所得が無いという申告をしていただきます。そうしませんと所得があったかどうか確認がとれませんので、あくまで均等割、平等割につきましては、満額請求いたします。申告で所得が無いと申告していただきますと、7割軽減、5割軽減、2割軽減と軽減がつき支払うのも楽になります。去年やりまして今年やりませんと、保険料が3倍位上がります。

（議長）委員。

（委員）国保の収納率が低い年代は、年金の収納率も低い。私が極端のことを言わせてもらいますと、生活保護の人は、年金や医療費が足りない。そこで一番収入が低い人達の現実はどうかと言うとぎりぎりのところで保護を受けるかどうか迷っている年齢が非常に多いと思います。そうするとモラルの問題なのか、精神的に相互扶助で支えるという意識が薄れている。現実は今非常に厳しいものですから、6割を上げるというのは、至難な業だと思えます。行政としてはどうですか。

（議長）ただいまの委員に対しまして、事務局の答弁をお願いします。

（事務局）収納に関しましては、やはり公平で公正な負担となりますので、私達は、払うものは払ってもら。低所得者に関しましては、先程言いましたように、7割、5割、2割の軽減があります。払いやすくなったこともありまして、現年度の収納率も上がってきております。繰越分の低所得者に関しましては、執行停止を実施しておりますし、財産調査をしっかりとっております。あくまでも私達は、公平に

実施しております。納付相談で払えないという方が多いですがけれども、そういうときには、公的援助、先程言われましたように生活保護等を含めて考え直したらどうかと助言しております。また、多重債務者に関しましては、消費生活センターに相談するようということで対応しておりますので、私達は、公平な負担と言うことでやらせていただいております。

(委員) それしかないですね。良く解りました。

(議長) 公正、公平にやって頂くということだと思います。

それでは、如何でしょうか。

この件については、終了させていただきたいと思います。

以上をもちまして、平成24年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会したいと思います。

この会議録は真正であることを認め署名する。

流山市国民健康保険運営協議会会長